政　令

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十四号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十九条第四項（同法附則第四十条第一項後段及び第二項後段において準用する場合を含む。）、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第六十六条並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十条第一項及び第三十三条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第一条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第百十六条第一項の表中

令和二年四月から令和三年三月まで	年三・四パーセント	
令和三年四月から令和四年三月まで	年三・七パーセント	
令和四年四月から令和五年三月まで	年三・九パーセント	を
令和五年四月から令和六年三月まで	年四・一パーセント	

を

令和二年四月から令和五年三月まで	年一・七パーセント	
令和五年四月から令和七年三月まで	年一・六パーセント	
令和七年四月から令和八年三月まで	年一・七パーセント	に改める。
令和八年四月から令和九年三月まで	年二パーセント	
令和九年四月から令和十一年三月まで	年二・一パーセント	

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第六十四条及び第六十六条中「四・二パーセント」を「三・五パーセント」に、「平成三十二年三月」を「令和二年三月」に、「平成三十三年三月」を「令和五年三月」に、「三・四パーセント、同年四月から平成三十四年三月までの期間については年三・九パーセント、同年四月から平成三十五年三月までの期間については年三・七パーセント」を「一・七パーセント」に、「平成三十六年三月」を「令和七年三月」に、「四・一パーセント」を「一・六パーセント、同年四月から令和八年三月までの期間については年一・七パーセント、同年四月から令和九年三月までの期間については年二パーセント、同年四月から令和十一年三月までの期間については年二・一パーセント」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する政令の一部改正）

第三条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「四・二パーセント」を「三・五パーセント」に、「平成三十二年三月」を「令和二年三月」に、「平成三十三年三月」を「令和五年三月」に、「三・四パーセント、同年四月から平成三十四年三月までの期間については年三・七パーセント、同年四月から平成三十五年三月までの期間については年三・九パーセント」を「一・七パーセント」に、「平成三十六年三月」を「令和七年三月」に、「四・一パーセント」を「一・六パーセント、同年四月から令和八年三月までの期間については年一・七パーセント、同年四月から令和九年三月までの期間については年二パーセント、同年四月から令和十一年三月までの期間については年二・一パーセント」に改める。

第十四条第三項中「四・二パーセント」を「三・五パーセント」に、「平成三十二年三月」を「令和二年三月」に、「平成三十三年三月」を「令和五年三月」に、「三・四パーセント、同年四月から平成三十四年三月までの期間については年三・七パーセント、同年四月から平成三十五年三月までの期間については年三・九パーセント」を「一・七パーセント」に、「平成三十六年三月」を「令和七年三月」に、「四・一パーセント」を「一・六パーセント、同年四月から令和八年三月までの期間については年一・七パーセント、同年四月から令和九年三月までの期間については年二パーセント、同年四月から令和十一年三月までの期間については年二・一パーセント」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三